

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	今津地域 酒波地区 (酒波)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・酒波地域では、認定農業者への農地の集積が進んでいるが、後継者の育成をおこなっている農家は1農家のみであり、集落全体でも中学生以下の子供がいない限界集落である。

・中山間地のため畦畔が高く、雑草の刈り取りに苦労している。

・ニホンザルやニホンジカ・イノシシによる獣害被害が甚大であり、恒久柵を設置しているが防ぎきれず、耕作意欲を減退させている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、今後は生産性の高い農業も検討し、収益性を向上させる。

・認定農業者に農地の集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れるとともに、農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良組合等から情報を入手し、必要に応じ、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等から情報の提供を受け、必要があれば検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策に取り組む。
 ②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する
 ⑦⑧世代をつなぐ農村まるごと保全管理対策に取り組む、農道や水路等を共同活動により保全する。